

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（平成二十八年内閣府・総務省令第四号）（抄）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十四条 法別表第二の三十八の項の主務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。</p> <p>一 生活保護実施関係情報</p> <p>二 道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>三 住民票に記載された住民票関係情報</p>	<p>第二十四条 法別表第二の三十八の項の主務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、学校保健安全法第二十四条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。</p>